

第4章 施策の展開

■施策の体系

環境目標 1

身近な自然を守り、育みながら、「ひたちなか」らしさのある豊かな自然を次代へ継承します。

1.1 身近な自然、水辺環境を守ります

1.2 環境に配慮した農業を振興します

1.3 ひたちなか地区の開発と保全の調和を図ります

環境目標 2

恵まれた環境資源を生かし、ゆとりと潤いのある都市環境をつくります。

2.1 ゆとりや潤いのある都市景観をつくります

2.2 花と緑に包まれた都市をつくります

2.3 歴史的・文化的資源を保全し継承します

2.4 暮らしのマナーやモラルの向上を図ります

環境目標 3

地球にやさしく、環境負荷の少ない持続可能な循環型の地域社会をつくります。

3.1 地球環境を保全します

3.2 ごみを減らすため、3R*（リデュース*、リユース*、リサイクル*）を進めます

3.3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を進めます

3.4 水を大切にし、豊かな水循環を形成します

3.5 人や環境にやさしい交通体系を確立します

環境目標 4

暮らしや産業活動と環境との調和がとれた、健康で快適な毎日が過ごせる地域社会をつくります。

4.1 大気環境を保全します

4.2 水環境を保全します

4.3 騒音・振動・悪臭防止対策を進めます

4.4 土壌・地盤環境を保全します

4.5 有害化学物質等*から健康を守ります

4.6 公害防止・環境管理体制を整備します

4.7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線*等の監視を継続します。

環境目標 5

環境保全活動を協働して進めるまちをつくります。

5.1 環境情報の収集・提供体制を整備します

5.2 環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります

5.3 パートナーシップによる環境保全活動を推進します

環境目標 1

身近な自然を守り、育みながら、「ひたちなか」らしさのある豊かな自然を次代へ継承します。

■施策展開の方向性

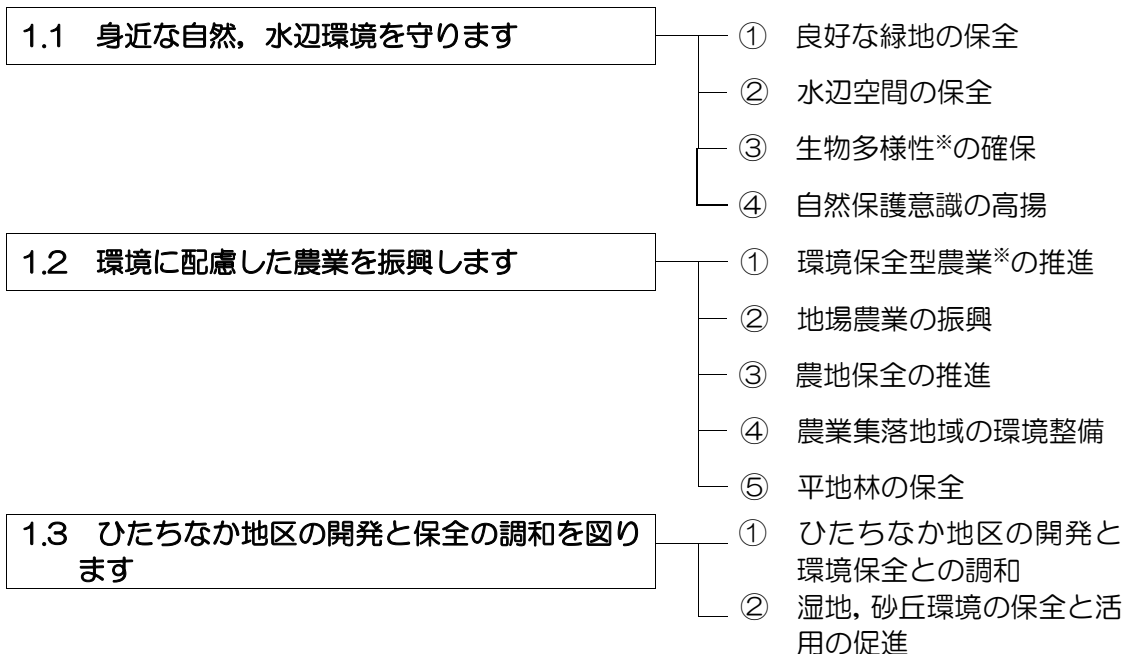
本市は先人より護り受け継がれてきた豊かな自然環境に囲まれ、無意識にその恩恵を享受できる環境にあります。私たちはこのような恵まれた環境を次代へと継承していく責務があります。

太平洋に面し延長約13kmにわたる岩場や砂浜など変化に富んだ海岸、トウキョウサンショウウオや那珂台地縁辺の斜面緑地、ふるさとの面影を留める谷津田や田園などに代表される身近に存在する豊かな自然や水辺環境を、私たちが日々の暮らしの中で保全していきます。

ひたちなか地区などの貴重な自然を形成している地区については、関係機関と連携・調整を図りながら開発と保全の調和を図っていきます。

また、市域の約3割を占める農地を、作物を生産する場としてだけではなく、地域の貴重な環境資源として位置付け、農業の振興を通じて、環境資源としての農地を保全していきます。

■施策の展開



1.1 身近な自然，水辺環境を守ります

阿字ヶ浦の保安林[※]や平磯白亜紀層，釜上自然環境保全地域[※]，多良崎城跡緑地環境保全地域[※]などの優れた自然環境を市民共有の財産として保全します。

また，市域に残る良好な斜面緑地等については，風致地区[※]や緑の保存地区[※]などの地域制緑地[※]として保全に努めます。

市内を流れる中丸川や下江川などの中小河川は，水と直接触れあい，子供達が水遊びできるような親水空間として整備を推進します。海岸や浜辺などにおいても海と親しむレクリエーション等の場として活用し，親水性のある環境を整備・保全します。

具 体 的 施 策 の 展 開

①良好な緑地の保全

- 阿字ヶ浦の保安林[※]や大洗県立自然公園[※]，釜上自然環境保全地域，多良崎城跡緑地環境保全地域[※]などの緑地を市民共有の財産として保全します。環境保全課，教委総務課
- 市域に残る良好な平地林や斜面緑地等については，地域制緑地[※]保全計画に基づいて，風致地区[※]や緑の保存地区[※]に指定し，市民の協力のもと地域制緑地[※]として保全に努めます。都市計画課，公園緑地課
- 保存が必要な名木，古木などの貴重な樹木は，保存樹木[※]の指定に努めます。公園緑地課

②水辺空間の保全

- 河川の浄化や生物の生育環境にも配慮した河川整備を進めるとともに，市民と協力し河川の清掃活動を展開します。河川課
- 親水空間として下江川の水辺の楽校[※]の適切な管理・運営を行います。河川課

- ・ 中丸川について、河川のはんらん抑制と市民の憩いの場として県が行う改修事業に併せて親水性中央公園の整備を進めます。

河川課，公園緑地課
- ・ 名平洞公園については、未整備地区を住民と協議をしながら、水と緑を生かした公園として整備を進めます。

公園緑地課
- ・ 海岸部の保安林^{*}や中生代白亜紀層の海岸などの貴重な緑や海岸環境を保全するため地域住民やボランティアと協力し、清掃を実施するなど、海岸美化に努めます。

環境保全課
- ・ 漁港環境の美化については、漁港をきれいにする会の支援を継続します。

水産課
- ・ 阿字ヶ浦海岸及び磯崎漁港海岸の保全に努めます。

企画調整課

③生物多様性^{*}の確保

- ・ 野生動植物を適切に保護し、野生動植物の生息，生育環境の保全に努めます。

環境保全課，河川課，農政課
- ・ 貴重な動植物の保護や外来生物の防除等に対する理解や協力を得るため情報提供を推進します。

環境保全課
- ・ 外来種の分布，生育状況などを把握し，既存の生態系に影響が生じないように対策を図ります。

環境保全課

④自然保護意識の高揚

- ・ 市民の自然保護意識の高揚を図るため，自然保護思想の普及啓発に努めます。

環境保全課

■市民が取り組むこと

- ☺ 地域制緑地*の管理，保全に参加又は協力します。
- ☺ 地域制緑地*への理解を深め，風致地区*や緑の保存地区*等への指定に協力します。
- ☺ 親水空間としての河川環境の保全，整備に積極的に協力します。
- ☺ 下江川における水辺の楽校*事業に参加し，協力します。
- ☺ 自然保護意識を高め，自然保護に努めます。
- ☺ 野生動植物の生息，生育地にむやみに立ち入ることや，捕獲，収集をしない。
- ☺ 特に外来種等のペットの飼育には最後まで責任を持ち，世話を途中で投げ出したり，野に放したりしない。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 地域制緑地*の管理，保全に協力します。
- ☀ 地域制緑地*への理解を深め，風致地区*や緑の保存地区*等への指定に協力します。
- ☀ 親水空間としての河川環境の保全，整備に積極的に協力します。
- ☀ 下江川における水辺の楽校*事業に参加し，協力します。
- ☀ 自然保護意識を高め，自然保護に努めます。
- ☀ 開発事業においては，既存の植生や地形をできるだけ活かす計画，事業としたり，自然への影響が小さい工法を採用するなど種や生態系の保全に努めます。

1.2 環境に配慮した農業を振興します

農地を地域の貴重な自然環境資源として捉え、また、消費者ニーズである食の安全・安心や健康志向の高まりに対応するため、堆肥を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う環境保全型農業※を促進します。

地域農業を振興することは、環境資源として多面的機能を有する農地の保全につながるため、持続性の高い農業生産方式を実践する農業者の育成支援を行っていきます。

具 体 的 施 策 の 展 開

①環境保全型農業※の推進

- ・ 農薬や化学肥料の使用を低減し、輪作や有機肥料の活用による土づくりを基本とし、環境と調和を図る環境保全型農業※を進め、安全・安心な地場農産物の生産を拡大します。
- ・ 環境保全型農業※の推進者であるエコファーマー※認定の支援を行います。

農政課

農政課

②地場農業の振興

- ・ 農業団体と連携して市民との交流イベント等を開催し、農業への関心を深めてもらうことで、地域農業の持続的な発展を促進していきます。
- ・ 学校給食等への地域の農産物の使用を推進するとともに、農産物直売所を通じた直接販売などの地産地消※の取組を促進します。

農政課

農政課，教委学務課，
児童福祉課

③農地保全の推進

- ・ 農業振興地域整備計画※に基づき、優良農地※の保全及び整備に努めます。
- ・ 遊休農地を家庭菜園として利用推進を図ることで、農業体験を通じた市民と農業のふれあいの場を提供します。

農政課

農政課，教委指導室

④農業集落地域の環境整備

- ・ 生活排水*対策など、農業集落地域の環境整備に努めます。

環境保全課

⑤平地林の保全

- ・ 保安林*及び森林整備計画対象民有林は、環境・景観資源として水源かん養や潮風害防止などの公益機能として役割が高いことから、森林の保全を図ります。

農政課

■市民が取り組むこと

- ☺ 農産物直売所の利用や契約栽培への参加等、地場産品を積極的に購入します。
- ☺ 農家との交流イベント等に参加し、消費ニーズの提示、新しい調理法の紹介など地場産品のPRに協力します。
- ☺ 市や関係団体と連携し、市民と農家の交流イベント等を企画・運営します。
- ☺ 市民農園*の開設やオーナー制度*等を企画・運営し、地場産品の販路の拡大や谷津田等の農地環境の保全を支援します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 有機農法*・低農薬農法の導入、環境負荷の少ない農業資材や機械の利用など、環境保全に配慮した農業を実践します。
- ☀ 生ごみのたい肥や地場産の飼料作物の利用など、地域内で生じた窒素やりんなどを活用した循環型農業の構築に取り組みます。
- ☀ 食品関係事業者は、環境保全型農産物を積極的に購入し、環境保全型農業*の普及を支援します。
- ☀ 消費者のニーズ等を踏まえ、安心できる作物等を提供します。
- ☀ 農産物直売所等の充実等を通じ、地域住民への販路を拡大します。
- ☀ 食品関係事業者は、地場産品を積極的に取り扱い、消費者にPRします。
- ☀ 遊休農地を活用し、ビオトープ*化などに努めます。

1.3 ひたちなか地区の開発と保全の調和を図ります

ひたちなか地区で進められている茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園の整備、商業施設などの建設については、周辺環境に配慮した整備・開発を促進します。

また、国営ひたち海浜公園における砂丘や沢田湿地の保全と再生に向けた取組、海浜性植物の繁殖活動やオオタカ、オオウメガサソウなどの希少な動植物の保護活動、親子自然教室やネイチャーウォーキング等の環境学習など、公園で取り組まれている保全・保護活動や啓発活動を促進します。

具 体 的 施 策 の 展 開

①ひたちなか地区の開発と環境保全との調和

- ・ 港湾建設に伴う環境の変化を監視します。
- ・ 茨城港常陸那珂港区の緑地整備を促進するとともに、ひたちなか地区内施設については緑地の確保や緑化の推進、雨水の地下浸透に配慮した施設づくりを要請・指導します。
- ・ 常陸那珂火力発電所との公害防止協定*の進行管理に努めます。
- ・ ひたちなか地区に立地する工場等に公害防止協定*の締結を働きかけます。

企画調整課，環境保全課

企画調整課，環境保全課

環境保全課

環境保全課

②湿地、砂丘環境の保全と活用の促進

- ・ 国営ひたち海浜公園内に残る、砂丘や樹林地、沢田湿地などの貴重な自然環境の保全に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。
- ・ オオウメガサソウ、ハナハタザオ、ハマカキラン、ハマボウフウなどの貴重な野生植物やスカシユリ、ハマギク、カワラナデシコなど鑑賞価値が高い野生植物の保護・保全・増殖活動に国営ひたち海浜公園と連携し

環境保全課

環境保全課

第4章 施策の展開

て取り組みます。

- ・ 生態系の頂点に立つオオタカや海浜部に営巣するコアシサシ、沢田湧水地のオゼイトトンボやホトケドジョウなどの貴重な動物の生息状況の把握に努め、保護・保全対策を国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。
- ・ 国営ひたち海浜公園内の湿地、砂丘、樹林地などの自然環境を生かした、観察施設の整備、体験学習プログラムの充実等を促進します。

環境保全課

環境保全課，教委指導室，

■市民が取り組むこと

- ☺ 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動に積極的に参加します。
- ☺ 国営ひたち海浜公園内の湿地、砂丘や樹林地などの自然環境を生かした観察施設を積極的に利用します。
- ☺ 国営ひたち海浜公園の豊かな自然環境を活用し実施している親子自然教室，ネイチャーウォーキングや環境学習などの体験学習プログラムに積極的に参加します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動を支援します。
- ☀ 国営ひたち海浜公園で実施している体験学習プログラムを従業員や家族に周知します。

環境目標 2

恵まれた環境資源を生かし、ゆとりと潤いのある都市環境をつくります。

■施策展開の方向性

これからの都市には、「ゆとり」や「潤い」、「快適性」といった要素が非常に重要となってきます。

本計画では、市内に点在する優れた文化資源や海・緑といった恵まれた自然資源を生かした景観づくり、植栽などによる緑化の推進、環境マナーやモラルの向上など、ゆとりや潤い、快適性といった豊かさを実感できる都市環境づくりに努めます。

■施策の展開

2.1 ゆとりや潤いのある都市景観をつくります

- ① 景観に配慮したまちづくりの推進
- ② 魅力ある都市空間の整備
- ③ 自然景観の保全と活用

2.2 花と緑に包まれた都市をつくります

- ① 緑化推進体制の充実
- ② 公共公益施設の緑化の推進
- ③ 都市公園※の整備
- ④ 私的空間の緑化の促進

2.3 歴史的文化的資源を保全し継承します

- ① 文化財の調査、保護・保存の推進
- ② 文化財愛護活動の充実
- ③ 民俗文化財※・伝統文化の保存・継承

2.4 暮らしのマナーやモラルの向上を図ります

- ① 近隣に配慮した暮らしの普及
- ② 不法投棄（ごみの投捨てを含む）対策の推進
- ③ 環境美化活動の促進
- ④ 観光マナーの普及

2.1 ゆとりや潤いのある都市景観をつくります

魅力的で美しいまちづくりを進めるため、都市景観ガイドライン※を活用し、市民や事業者の協力のもとに良好な都市景観を形成します。また、県条例を適正に運用し、屋外広告物や大規模建築物等の指導に努め、地区計画※や建築協定※などの制度を活用し、都市景観の向上に努めます。

また、公共公益施設の敷地への緑化など、景観に配慮した環境整備を推進し、魅力ある都市空間を整備します。

斜面緑地や水辺地など恵まれた自然や地域の文化を伝える貴重な歴史遺産の保全に努めるとともに、これらを貴重な景観資源として活用します。

具体的施策の展開

①景観に配慮したまちづくりの推進

- ・ 茨城県景観形成条例を適正に運用し、大規模建築物等については、地区の特性や景観に配慮した設計となるよう指導に努めます。
- ・ 都市景観ガイドライン※の活用を図りながら、地区ごとにその地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めます。
- ・ 地区計画※や建築協定※などにより、地区の特性を生かした個性あるまちづくりを進め、良好な都市景観の創出に努めます。
- ・ 屋外広告物については、茨城県屋外広告物条例に基づき指導を行うとともに、違反広告物については除去指導に努めます。

都市計画課

都市計画課

都市計画課

都市計画課

②魅力ある都市空間の整備

- ・ 歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路については、地域住民の協力を得ながら、四季折々の変化が楽しめる樹木

公園緑地課，都市計画課，
区画整理事業課，道路管理課

や花を植栽して緑化に努めます。

- 河川やため池などの水辺については、自然の景観を生かした公園として整備し、水とふれあう親水空間として活用を図ります。

河川課，公園緑地課

- 中心市街地については、都市機能の向上を図るために、介護、福祉などの機能の誘導と「健康いきいきロード」の整備により、地域の中核病院を核としたまちづくりを進めます。また、地区計画[※]制度の活用により良好な居住環境の形成を図ります。

都市計画課

③自然景観の保全と活用

- 大洗県立自然公園[※]区域，釜上自然環境保全地域[※]及び多良崎城跡緑地環境保全地域[※]を，貴重な自然景観を有する地域として保全し，景観資源として周知を図ります。

環境保全課，教委総務課

- 美しく，豊かな海岸環境を保全するため清掃などを実施し，景観の向上に努めます。

環境保全課

- 市街地の美観風致を維持するため，名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木[※]に指定します。

公園緑地課

- 市域に残る良好な平地林や斜面緑地等については，風致地区[※]や緑の保存地区[※]に指定して，地域制緑地[※]として保全に努めます。

都市計画課，公園緑地課

- 特色ある景観を保持するため，天然記念物[※]，史跡及び名勝地の保全に努めます。

教委総務課

■市民が取り組むこと

- ☺ 都市景観に係る知識や理解を深め、積極的にまちづくりに参加します。
- ☺ 敷地内の生け垣の設置や緑化などにより、良好な街並み景観の形成に協力します。
- ☺ 名木、古木等の貴重な樹木の保存樹木※指定に協力します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 都市景観に係る知識や理解を深め、積極的にまちづくりに参加します。
- ☀ 大規模な建築物等を建設する際は、周辺景観との調和を図るとともに、当該地の地区の特性にも配慮したデザインとします。
- ☀ 屋外広告物は、周辺景観との調和が図られた適正なデザインとします。

2.2 花と緑に包まれた都市をつくります

市民と行政が一体となり市域の緑化を進め、花と緑に包まれた都市を形成するため、緑化についての市民意識の啓発や市民団体の育成を図り、緑化推進体制を充実します。また、学校や公園などの公共公益施設の緑化に努め、幹線道路への街路樹の植栽等により緑のネットワークを形成します。

都市公園^{*}については、地域の特性を踏まえ、市民の意見を聞きながら自然や歴史を生かした特色ある公園の整備を推進します。

民有地や事業所内などの私的空間についても緑化を促進します。

具体的施策の展開

①緑化推進体制の充実

- ・ 事業所等の緑化については、市の定める「緑地確保基準^{*}」により指導し、緑化の推進に努めます。
- ・ 市民憲章やコミュニティ活動を通し、市民ぐるみの緑化運動を促進します。
- ・ 緑のポスター・標語・街かど緑のコンクール^{*}や花とふれあいのふるさとづくり推進事業^{*}等を通じて、緑の愛護思想の普及に努めます。
- ・ 市民からの寄付樹木の有効活用を図るため、公園や学校などの公共公益施設に植栽する緑のリサイクル事業^{*}を進めます。

公園緑地課

公園緑地課

公園緑地課

公園緑地課

②公共公益施設の緑化の推進

- ・ 市街地の緑化を推進するため、幹線道路は街路樹に適した樹木を植栽し緑化に努めます。
- ・ 植樹帯や植樹柵への緑化活動を、花植え活動団体等との

都市計画課、公園緑地課

公園緑地課

第4章 施策の展開

協働により推進します。

- ・ 学校及び公民館など公共公益施設については、四季折々の変化が楽しめるような 樹木や花を植栽します。
公園緑地課，教委総務課
- ・ 幹線道路の清掃や植樹帯等の除草を実施し、清潔な道路環境の保持に努めます。
道路管理課

③都市公園*の整備

- ・ 公園整備については、地域住民の意見を聞きながら、地域の特性や周辺環境に配慮した特徴ある公園整備を図ります。
公園緑地課
- ・ 既設公園については、計画的に施設の充実に努めます。
公園緑地課
- ・ 中丸川総合治水計画に基づく多目的遊水地*を、水と緑をテーマに、四季折々の変化の楽しめる花木やせせらぎを生かした親水性中央公園として整備します。
公園緑地課，河川課
- ・ 名平洞公園については、周辺土地利用との整合を図りつつ、水と緑を生かした公園として整備を進めます。
公園緑地課，河川課
- ・ 住区基幹公園*や都市基幹公園*など既設の公園について、適切に維持管理し、市民の利用に供します。
公園緑地課
- ・ 公園の管理について、地域の市民組織との連携により、適切な管理に努めます。
公園緑地課
- ・ 国営ひたち海浜公園については、沢田湧水や地域固有の自然、動植物の保全を促進します。
企画調整課，環境保全課

④私的空間の緑化の促進

- ・ 記念樹（誕生・結婚・新築）の配布や生垣設置の助成などにより、住宅地の緑化を進めます。

公園緑地課
- ・ 工場や事業所等を建築（新增設）する場合は、市の定める「緑地確保基準^{*}」により、緑化を進めます。

公園緑地課
- ・ 市域の美観風致を維持するため、名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木^{*}に指定します。

公園緑地課
- ・ 事業所との公害防止協定^{*}締結時に緑地確保規定を盛り込み、事業所内の緑化促進に努めます。

環境保全課
- ・ 事業者の良好な工場環境を保持するための組織づくりについて、啓発、支援に努めます。

商工振興課、公園緑地課

■市民が取り組むこと

- ☺ 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- ☺ 緑の愛護団体^{*}の地域の緑を守る活動に積極的に参加します。
- ☺ 街かど花いっぱい運動^{*}や花とふれあいのふるさとづくり^{*}に積極的に参加します。
- ☺ 樹木の有効利用を図るため、樹木を緑のリサイクル事業^{*}に寄付します。
- ☺ 記念樹の植樹や生垣の設置により緑化に努めます。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- ☀ 街かど花いっぱい運動^{*}や花とふれあいのふるさとづくり^{*}に積極的に参加します。
- ☀ 樹木の有効利用を図るため、樹木を緑のリサイクル事業^{*}に寄付します。
- ☀ 事業所内の緑化を進めます。

2.3 歴史的文化的資源を保全し継承します

文化遺産の保護・保存を推進するとともに、文化財愛護活動の充実に努めるほか、文化財の活用にも取り組みます。

また、郷土の民俗文化財^{*}や伝統文化の後継者を育成し、伝承に取り組みます。

具体的施策の展開

①文化財の調査、保護・保存の推進

- 文化財について計画的に調査し、保護・保存するとともに、保護体制の充実に努め、文化財指定を推進します。 教委総務課
- 遺跡の周知を進めるとともに、開発地域に所在する遺跡については、関係者に協力を得て発掘調査を実施します。 教委総務課
- 武田氏館・埋蔵文化財^{*}調査センターの展示を充実します。 教委総務課

②文化財愛護活動の充実

- 文化財を紹介するマップ・リーフレットや市報などにより、文化財愛護思想の普及に努めます。 教委総務課
- 文化財愛護団体^{*}の活動を支援します。 教委総務課
- 文化財の公開を推進するとともに、文化財講座等を開催します。 教委総務課

③民俗文化財^{*}・伝統文化の保存・継承

- 民俗文化財^{*}の調査・収集・保存に努めます。 教委総務課
- 伝統文化継承団体を支援し、伝統文化の普及・継承に努めるとともに、後継者の育成に取り組みます。 教委総務課

■市民が取り組むこと

- ☺ 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護に努めます。
- ☺ 埋蔵文化財^{*}の発掘調査に協力します。
- ☺ 無形民俗文化財^{*}の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。
- ☺ 郷土を知るための文化財講座等に積極的に参加します。
- ☺ 文化財の調査や保護保存に協力します。
- ☺ 民具など民俗文化財^{*}の調査・収集に協力します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護します。
- ☀ 無形民俗文化財^{*}の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。
- ☀ 敷地内の文化財や遺跡を保全します。
- ☀ 開発予定地などでは、埋蔵文化財^{*}の発掘調査に協力します。

2.4 暮らしのマナーやモラルの向上を図ります

近隣への配慮不足から起こる悪臭や騒音などの問題を改善するため、近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの向上・普及に努めます。犬のふん害やごみの投捨てについても同様であり、適切な犬の飼育方法やマナー・ルールの啓発とともに、まちをきれいにする条例の周知に努めます。

また、まちや観光地の環境美化を推進するため、市民や事業者と連携を図りながら清掃活動や環境美化活動を実施します。

具体的施策の展開

①近隣に配慮した暮らしの普及

- ・ 近隣への悪臭や騒音に配慮した生活・事業活動のマナーを普及・啓発します。 環境保全課
- ・ 苦情の発生等に際し、それぞれの事案に応じた必要な改善指導を行います。 環境保全課
- ・ まちをきれいにする条例の普及と適切な運用により犬のふん害防止に努めるとともに、犬の適切な飼育方法の啓発を実施します。 環境保全課、健康推進課
- ・ 暴走族の溜まり場とならないような環境づくりに努めるとともに、市民ぐるみの暴走族追放運動を推進します。 生活安全課
- ・ 空き地等適正管理条例に基づき、空き地など民有地の適正な管理指導を行います。 環境保全課

②不法投棄（ごみの投捨てを含む）対策の推進

- ・ まちをきれいにする条例の普及と適切な運用によりごみの投捨て防止に努めるとともに、地域住民活動と連携し、ごみの回収や監視・指導体制を強化します。 廃棄物対策課
- ・ 啓発や監視活動等により、不法投棄防止に努めます。 廃棄物対策課

③環境美化活動の促進

- ・ 市民憲章推進協議会環境部会等と連携し、地域単位での市民参加による環境美化活動を促進します。

市民活動課，公園緑地課，
廃棄物対策課

- ・ 自宅前道路の自主的な清掃など，環境美化に配慮した暮らしのマナーを普及・啓発します。

環境保全課，廃棄物対策課，
道路管理課

- ・ 地域環境美化運動や河川・海岸クリーン運動等を実施します。

廃棄物対策課，河川課，
環境保全課

- ・ 公衆トイレの清潔保持に努めます。

道路管理課，公園緑地課，
観光振興課，その他各施設担当課

- ・ 観光事業者や市民団体等の協力のもと海岸清掃に努め，ごみのない美しい海岸環境の保全を進めます。

観光振興課

④観光マナーの普及

- ・ 観光事業者，市民団体等の協力を得ながら，ごみの持ち帰りなどのクリーン推進キャンペーンや観光地の環境美化運動を展開します。

観光振興課

■市民が取り組むこと

- ☺ 日頃から騒音や悪臭を出さないなど，近隣に迷惑のかからない暮らしに心がけます。
- ☺ 転居の際などには，地域をよく理解し，近隣との良好な関係を築きます。
- ☺ ごみの投捨て，不法投棄はしない。
- ☺ 市が不法投棄対策として実施する，ごみの回収などに協力します。
- ☺ 悪質な不法投棄を見かけた場合は，速やかに「不法投棄110番」に連絡します。
- ☺ ペットは適切に飼育・管理等を行い，最後まで面倒をみます。
- ☺ 犬のふんは持ち帰り処分します。
- ☺ 自宅及び自宅周辺の美化に配慮し，自主的な草刈りや庭木管理，清掃等を行います。
- ☺ 市や地域による環境美化活動に積極的に参加・協力します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 事業所内及び事業所周辺の美化に配慮し、自主的な植栽管理や清掃活動を実施します。
- ☀ 市や地域による清掃活動等の環境美化活動に参加・協力します。
- ☀ ホテル、釣具店、交通機関等において、ポスターやパンフレットによる観光マナーの普及を図ります。
- ☀ 滞在者へのごみ持ち帰りの周知・意識啓発を徹底します。
- ☀ 廃棄物の適正な処理・処分を行い、不法投棄をなくします。

■滞在者が取り組むこと

- ◎ ごみの投捨て、不法投棄は絶対にせず、ごみは持ち帰るなど、環境美化に関するルールを遵守します。
- ◎ 動植物への影響などに配慮し、環境破壊のないレジャーマナーを守ります。

環境目標 3

地球にやさしく、環境負荷の少ない持続可能な循環型の地域社会をつくります。

■施策展開の方向性

現在、世界的な課題でもある「地球温暖化^{*}」や「オゾン層破壊^{*}」をはじめ、資源やエネルギーの枯渇問題など、私たちの住む地球は持続的な発展が困難な状態に陥っています。こうした状態を克服するために、私たち市民ができることは足元から行動を起こしていくことです。市民は日常生活の中で、行政や事業者は日々の公務・事業活動の中で、地球にやさしく、環境負荷の少ない資源循環型の社会を形成していくことが求められています。

本計画では、地球温暖化^{*}対策をはじめとする地球環境問題^{*}への対応、人や環境にやさしい交通体系の確立、資源やエネルギーの消費抑制・有効活用、ごみの減量化・リサイクル^{*}など、持続可能な資源循環型社会^{*}の構築に向けて地域からできる取組を推進します。

■施策の展開

3.1 地球環境を保全します

- ① 温室効果ガス^{*}の排出抑制
- ② オゾン層^{*}保護対策の推進
- ③ 酸性雨^{*}対策の推進
- ④ 森林（特に熱帯林）保護対策の推進

3.2 ごみを減らすため、3R^{*}（リデュース^{*}、リユース^{*}、リサイクル^{*}）を進めます

- ① 公共施設での3R^{*}の推進
- ② 家庭での3R^{*}の推進
- ③ 事業所での3R^{*}、廃棄物適正処理等の推進
- ④ 学校等における教育の充実

3.3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を進めます

- ① 省エネルギー・省資源施策の率先実行
- ② 省エネルギー・省資源推進のための意識啓発・知識の普及
- ③ 再生可能エネルギー^{*}利用の促進
- ④ 資源循環利用の促進

3.4 水を大切にし、豊かな水循環を形成します

- ① 節水行動の推進
- ② 雨水利用と水の再利用の推進
- ③ 合理的な水利用の推進
- ④ 水資源の確保

3.5 人や環境にやさしい交通体系を確立します

- ① 環境に配慮した自動車利用の促進
- ② 道路交通の円滑化
- ③ 公共交通機関の整備及び利用促進
- ④ 徒歩や自転車利用の促進

3.1 地球環境を保全します

国は、2009年（平成21年）9月にニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、我が国の温室効果ガス^{*}排出量を2020年までに25%削減することを表明しました。この削減目標達成のため、私たち一人ひとりが温室効果ガス^{*}削減活動に率先して取り組む「チャレンジ25」の国民運動を地域で推進します。

また、オゾン層の破壊^{*}や酸性雨^{*}、熱帯林の伐採なども世界的な規模で着実に進行している大きな問題です。地球規模の環境問題^{*}は、一つひとつが独立して存在する問題ではなく関連しています。これらの問題に私たちは地域からできる取組を推進します。

具体的施策の展開

①温室効果ガス^{*}の排出抑制

- ・ 市は「ひたちなか市エコオフィス計画^{*}」を推進し、市役所や市が管理する施設での事務・事業から排出される温室効果ガス^{*}を削減するとともに、市民や事業者の模範となるよう、率先して行動します。

全課
- ・ 物品の調達、購入にあたっては、グリーン購入^{*}に努めます。

全課
- ・ 市民、事業者及び行政がそれぞれの役割において温室効果ガス^{*}排出抑制策を推進するよう啓発に努めます。

環境保全課
- ・ 植物による二酸化炭素^{*}の吸収を促進するため、緑の保全や緑化を積極的に行います。

公園緑地課、その他関係課
- ・ 二酸化炭素^{*}やHFC^{*}消火剤を使用する消火設備を導入する際には、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク^{*}へ登録し、適正に管理します。

管財課、環境保全課、その他各施設担当課

②オゾン層*保護対策の推進

- ・ 公用車，公共施設の冷蔵庫やエアコンなどの更新・廃棄にあたっては，特定フロン等*のオゾン層破壊物質*の回収を推進します。

管財課，環境保全課，
その他各施設担当課
- ・ ハロン*などの消火剤を使用する消火設備を導入する際には，特定非営利活動法人消防環境ネットワーク*へ登録し，適正に管理します。

管財課，環境保全課，
その他各施設担当課
- ・ オゾン層*を破壊する特定フロン等*の対策のため，フロン*回収破壊法，家電リサイクル*法や自動車リサイクル*法などの遵守徹底やフロン*ガス回収についての意識啓発を行います。

環境保全課，廃棄物対策課
- ・ 事業所で使用されている特定フロン等*の取扱いに関する指導の強化を図ります。

環境保全課
- ・ オゾン層破壊*による有害紫外線*の増加に伴う影響や対策について，情報収集・提供に努めます。

環境保全課，健康推進課，

③酸性雨*対策の推進

- ・ 酸性雨*自動測定器による常時監視を実施します。

環境保全課
- ・ 酸性雨*の原因や影響等についての情報を収集するとともに，その結果を公表します。

環境保全課

④森林（特に熱帯林）保護対策の推進

- ・ 市エコオフィス計画*に基づき，再生紙使用割合，用紙類使用量の数値目標を達成します。

全課
- ・ 市では，ケナフなどの非木材パルプを原料とした紙製品の購入に努めます。

全課
- ・ 熱帯林の減少が地球環境に及ぼす影響等について，情報提供に努めます。

環境保全課

■市民が取り組むこと

- ☺ 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー*への転換を進めます。
- ☺ ノンフロン製品*の購入を進めるとともに、フロン類*を使用した家電製品や自動車等を適正に処分します。
- ☺ 再生紙の使用や用紙類の適正な使用に努めます。
- ☺ 非木材紙や間伐材*など熱帯の木材を利用しない製品を選択し、購入します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 省エネルギーの推進及び新エネルギー*への転換を進めます。
- ☀ 未利用エネルギー*の活用に努めます。
- ☀ 特定フロン等*に関する規制を遵守し、回収及び適切な処理を徹底します。
- ☀ グリーン購入*に努めます。
- ☀ 生産工程や製品のノンフロン*化を推進するとともに、製品等に含まれるフロン類*の有無や適正な処分方法を表示します。
- ☀ 再生可能エネルギー*の利用や低公害車*の導入、ばい煙*除去設備の整備など、事業活動に伴う酸性雨*の原因物質を含むばい煙*等の排出を抑制します。
- ☀ 建設事業における国産材の利用を促進します。
- ☀ 紙を無駄なく使うとともに、再生紙や間伐材*など熱帯の木材を利用しない製品を選択し、購入します。
- ☀ 新型型枠材や間伐材*等を活用した熱帯材の代替製品の開発や販売を進めます。

3.2 ごみを減らすため、3R^{*}（リデュース^{*}、リユース^{*}、リサイクル^{*}）を進めます

持続可能な資源循環型社会^{*}の構築を目指し、市民生活から事業活動に至るまで、排出されるごみを減らすため、3R^{*}を推進するとともに、効果的なごみ減量化の方策を検討しながら、新たなごみ処理施設の建設に取り組みます。また、ごみを減らす取組の基盤となる人々の3R^{*}に対する意識の高揚を図ります。

具体的施策の展開

①公共施設での3R^{*}の推進

- ・ 公共施設から排出されるごみについて、「ひたちなか市エコオフィス計画^{*}」に基づき、3R^{*}の推進を図ります。

管財課、その他施設担当課

②家庭での3R^{*}の推進

- ・ 分別品目の分類や回収方法、電化製品の処理方法など、ごみ出しのルールについて周知徹底を図ります。
- ・ 3R^{*}を推進するため意識啓発に努めるとともに、資源物の回収を促進します。
- ・ ごみの減量化や危険物混入防止のため、指定ごみ袋や処理券の使用を促進します。
- ・ 生ごみの減量化を促進するとともに、生ごみ処理容器^{*}の購入費補助を行うなど普及を図り、生ごみのリサイクル^{*}を促進します。
- ・ 自治会や子ども会による資源回収事業や牛乳パック回収事業を促進します。
- ・ 使用済み乾電池の回収を促進します。

廃棄物対策課

廃棄物対策課、環境保全課

廃棄物対策課

廃棄物対策課

廃棄物対策課

廃棄物対策課

- ・ 環境に配慮した消費行動（レジ袋有料化・マイバック※
持参運動・廃食用油回収）の啓発に努めます。

市民活動課，廃棄物対策課

③事業所での3R※，廃棄物適正処理等の推進

- ・ 事業者にて3R※に対する意識啓発を図ります。
- ・ 事業所からの一般・産業廃棄物の適正な処理・処分について啓発・指導を行います。
- ・ 多量なごみを排出する事業者に対しては，減量化計画等の策定を指導します。
- ・ 県など関係機関と連携してパトロールを推進し，不法投棄の防止に努めます。

廃棄物対策課

廃棄物対策課

廃棄物対策課

廃棄物対策課

④学校等における教育の充実

- ・ 学校等での分別収集※などによる3R※の推進を通じ，ごみ問題への関心や意識の高揚を図ります。

廃棄物対策課，教委指導室，
児童福祉課

■市民が取り組むこと

- ☺ 市のごみ出しルールに基づいた，適正なごみの分別を遵守します。
- ☺ 紙類の分別の徹底，生ごみの水切りなど，より適切にごみの出し方に努めます。
- ☺ 電化製品はルールに基づき，適切に処理します。
- ☺ マイバック※の持参や詰め替え商品の購入など，ごみの出にくい商品を購入します。
- ☺ 食品くずを減らす，たい肥化を図るなど，生ごみの減量とリサイクル※に努めます。
- ☺ 長持ちする商品やリサイクル※品の購入，修理等により，物を長く使う工夫をします。
- ☺ ごみを出さない，使えるものは繰り返し使う，リサイクル※の3R※を実践します。

■事業者が取り組むこと

- ☀️ ごみ減量化計画[※]等を作成し、従業員への啓発指導の強化や目標値等に基づく計画的な3R[※]の取組に努めます。
- ☀️ 事業活動における3R[※]の取組を徹底し、ゼロエミッション[※]化を目指します。
- ☀️ 容器包装の簡素化や詰め替え製品、適量販売など、ごみの出にくい製品等の開発・販売を進めます。
- ☀️ 自社製品の回収・再使用・リサイクル[※]など、製品等の循環する仕組づくりに努めます。
- ☀️ できるだけ長く使える製品等の開発・販売を進めます。
- ☀️ 共通部品の利用やメンテナンス体制の整備など、物を直し・使う体制を強化します。
- ☀️ 廃棄物の適正な処理・処分を行い、不法投棄をなくします。

3.3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を進めます

電気や化石燃料[※]などのエネルギーの大量消費は、限りある資源の枯渇をもたらすだけでなく、温室効果ガス[※]である二酸化炭素[※]を大量に排出しています。

こうした環境に与える負荷を低減するために、市民、事業者そして行政がそれぞれの活動の中でできる省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を推進します。

また、東日本大震災により、今後、原子力発電の割合の低下が予想されるため、環境負荷の少ない太陽光、風力などの再生可能エネルギー[※]の普及・啓発に努めます。

具体的施策の展開

①省エネルギー・省資源施策の率先実行

- ・ 物品等の調達、購入にあたっては、グリーン購入[※]に努めます。

全課
- ・ 「ひたちなか市エコオフィス計画[※]」に基づき、市の施設における省エネルギー化や職員の省エネルギー活動を推進し、その成果を公表します。

環境保全課
- ・ 学校や公共施設における太陽光発電[※]システムなどの導入を推進します。

環境保全課，教委施設整備課，
その他各施設担当課
- ・ 公共施設におけるコージェネレーション[※]化や深夜電力を活用した電力負荷平準化設備の導入など、エネルギー利用の合理化を検討します。

各施設担当課
- ・ 公共施設における省エネ型照明機器、省エネ型空調機器、高効率給湯機器などの環境に優しい機器の導入を推進します。

各施設担当課
- ・ 清掃センターの熱回収を行い蒸気タービンによる発電を行い、センター内で使用するほか余剰電力については電力会社に売電を行います。

廃棄物対策課

②省エネルギー・省資源推進のための意識啓発・知識の普及

- ・ グリーン購入*・省エネルギー製品の普及を推進します。 管財課, 環境保全課
- ・ 市民, 事業者に対し, 省エネルギー・省資源意識の啓発を行います。 環境保全課
- ・ 節電などに役立つ知識や器具等について情報提供や貸出しを行います。 環境保全課
- ・ 学校における省エネルギー・省資源の活動や教育を推進します。 教委指導室

③再生可能エネルギー*利用の促進

- ・ 市民や事業者に対して太陽光や風力など再生可能エネルギー*をはじめ, 環境負荷の少ないエネルギーのPRや導入促進を図ります。 環境保全課
- ・ 再生可能エネルギー*の導入に関する知識や疑問に
 応えるため, 情報の提供に努めます。 環境保全課

④資源循環利用の促進

- ・ 市域に存在するバイオマスを活用する仕組みの構築や事業を推進するため「ひたちなか市バイオマスタウン構
 想」に基づき, 持続可能な循環型社会*の構築・発展を促
 進します。 環境保全課

■市民が取り組むこと

- ☺ 日常生活における節電をこころがけ、資源を有効に使います。
- ☺ 環境家計簿^{*}を利用するなど、家庭でのエネルギーの消費状況を把握し、無駄のないエネルギー利用に努めます。
- ☺ 省エネ型照明機器、省エネ型空調機器、高効率給湯機器などの購入に努めます。
- ☺ 太陽光発電^{*}システムなどの再生可能エネルギー^{*}を住宅に導入します。
- ☺ 住宅の断熱化をはじめ、風通しや自然採光の活用に努めます。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 節電に向けた目標値の設定や担当部署の設置など、計画的な推進体制をつくり、事業活動に伴う節電を着実に実行します。
- ☀ 熱回収や再生可能エネルギー^{*}など、環境にやさしいエネルギー技術を積極的に取り入れます。
- ☀ 省エネルギー技術の開発や省エネルギー・省資源に配慮した製品の開発・販売に努めます。
- ☀ 製品のエネルギー効率に関する情報やエネルギー消費の少ない使い方など、省エネルギー情報の提供に努めます。
- ☀ 工場等の建設にあっては、断熱構造、通気性、採光等に配慮し建設します。

3.4 水を大切にし、豊かな水循環を形成します

日常的な節水や雨水の有効利用などを推進し、豊かな水循環を形成します。

また、ひたちなか地区の開発に伴う工業用水の需要増加や農業用水などの水需要に的確に対応するために、広域協調のもと、各種事業を促進し、水資源を確保します。

具体的施策の展開

① 節水行動の推進

- ・ 限りある資源としての水の大切さについて市民の理解と関心を高めるため、水道週間などにおける啓発事業を通して、節水や漏水防止対策のPRに努めます。
- ・ 公共施設における節水型機器、設備の導入を推進します。

水道事業所

管財課、その他施設担当課

② 雨水利用と水の再利用の推進

- ・ 下水浄化センター処理水や雨水等の再利用の可能性について検討します。
- ・ 事業所における生産工程や装置などの合理化による節水、水の循環利用や再利用など水資源の有効利用の啓発に努めます。

下水道課

環境保全課、商工振興課

③ 合理的な水利用の推進

- ・ 農業用水の有効利用を促進するため、土地改良区、水利組合等への補助、支援に努めます。

農政課

④ 水資源の確保

- ・ 茨城県や那珂川流域市町村との連携のもとに、広域的な水源の確保に努めます。
- ・ 県央広域工業用水道事業※を促進し、工業用水の確保に努めます。

企画調整課、水道事業所

企画調整課

- ・ 渇水時等の水資源確保のため、地下水（深井戸）の利
活用を推進します。

水道事業所

■市民が取り組むこと

- ☺ 節水に関する知識や理解を深め、節水行動や節水型機器の購入に努めます。
- ☺ 家庭用小型雨水貯留槽※などにより、雨水の再利用に努めます。
- ☺ 雨水を地下に浸透させる施設の設置に努めます。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 節水に関する知識や理解を深め、節水行動や節水型機器の購入に努めます。
- ☀ 事業所における生産工程や装置などの合理化による節水、水の循環利用や再利用など水資源の有効利用に努めます。

3.5 人や環境にやさしい交通体系を確立します

低公害車^{*}やアイドリングストップ^{*}をはじめとしたエコドライブ^{*}などの環境に配慮した自動車利用を促進するとともに、広域的な交通需要や市域の特性を踏まえ、総合的な交通体系を検討します。

また、自動車に依存しないライフスタイルへの転換を目指し、公共交通機関の充実や徒歩・自転車の利用を促進します。

具体的施策の展開

①環境に配慮した自動車利用の促進

- ・ 公用車について計画的に低排出ガス車^{*}やハイブリッド自動車^{*}などの低公害車^{*}を導入に努めます。 管財課，公用車保有各課
- ・ 国や県などとの連携のもと、低公害車^{*}の普及促進に努めます。 環境保全課
- ・ 急発進，急加速をせず，不要なアイドリングを控えるなどのエコドライブ^{*}の普及促進を図ります。 環境保全課
- ・ 自動車の利用を控え，徒歩，自転車や公共交通機関の利用についてPRに努めます。 環境保全課

②道路交通の円滑化

- ・ 道路パトロールを強化し，道路不法占用，放置自転車の撤去等に努めます。 生活安全課，道路管理課
- ・ 警察と連携を密にし，交通パトロールの強化や違法駐車
の排除を促進します。 生活安全課
- ・ 右折レーンや左折可能な信号機の設置を関係機関に要望し，改善を図ります。 生活安全課

- ・ 東中根高場線については、那珂川架橋及び未完成区間の整備促進を、国道245号線については4車線化を促進するとともに、西中根田彦線のJR常磐線との立体交差化の整備に取り組み、高場陸橋や大島陸橋の補強について検討します。

道路管理課，都市計画課

③公共交通機関の整備及び利用促進

- ・ JR線については、県や関係市町村と連携し、利便性向上や利用しやすい運行ダイヤの改善などを要請します。

企画調整課

- ・ ひたちなか海浜鉄道湊線については、運行ダイヤの見直しや利便性・安全性向上のための環境整備を促進するとともに、観光事業者等と連携し、観光客の誘導を図るなど、経営の安定と利用促進に努めます。

企画調整課

- ・ 乗合バスについては、市民のニーズを十分に踏まえ、バス会社や国、県と連携し、バス路線の維持や確保に努めます。

企画調整課

- ・ 市民の足として、地域と市内拠点等を循環するコミュニティバス^{*}を運行します。また、運行経路等の見直しを行い、利便性の向上を図ります。

企画調整課



④徒歩や自転車利用の促進

- ・ 自動車交通との分離により歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車歩行者道の整備を推進します。

道路建設課，都市計画課，
道路管理課

第4章 施策の展開

- ・ 道路の交通の安全性や快適性、利便性を高めるため、防護柵や道路照明、案内標識などの整備を推進します。

生活安全課、道路建設課、
道路管理課、都市計画課、
区画整理事業課

- ・ 高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い、バリアフリー※化された人にやさしい道づくりに努めます。

道路建設課、都市計画課、
区画整理事業課、道路管理課

■市民が取り組むこと

- ☺ 自動車の購入にあたっては、低公害車※を選択します。
- ☺ 急発進、急加速をせず、不用なアイドリングを控えるなどのエコドライブ※を実践します。
- ☺ 自動車や自転車の利用にあたっては、適切な場所に駐車・駐輪し、円滑な道路交通の維持・確保に努めます。
- ☺ 自家用車の利用を抑制し、できるだけバスや電車等の利用に努めます。
- ☺ 短距離移動の際は、徒歩や自転車利用の実践に努めます。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 社用車の購入にあたっては、低公害車※を選択します。
- ☀ 急発進、急加速をせず、不用なアイドリングを控えるなどのエコドライブ※を実践するとともに、普及啓発に努めます。
- ☀ 自動車通勤者に対する相乗りの促進、自動車利用自粛運動等、自動車利用の工夫を図ります。
- ☀ バス会社は、低床バスや低公害車※の導入に努めます。
- ☀ 公共輸送機関は、1日乗車券など観光客へのサービスを充実します。
- ☀ 市内に事業所をおく企業は、駅への送迎バスを運行するなど、通勤等に際してのバス・鉄道利用の促進を図ります。
- ☀ 自転車の修理・整備サービス等の向上を図ります。

■滞在者が取り組むこと

- ◎ 市内の観光等においては、徒歩や路線バスなどを利用します。

環境目標 4

暮らしや産業活動と環境との調和がとれた、健康で快適な毎日が過ごせる地域社会をつくり
ます。

■施策展開の方向性

すべての市民が健康で快適な日常生活を送るためには、公害などの発生を未然に防止するとともに、生活排水※などに起因する環境負荷を最小限に抑える必要があります。

本計画では、自動車からの排気ガス対策や水質浄化対策など暮らしに伴う環境負荷の低減に努めます。また、ひたちなか地区において、物流拠点の整備、大型商業・娯楽施設や工場の立地等が見込まれることから、開発と環境保全の調和に努めます。

さらに、福島第一原子力発電所の事故に伴い放射性物質が施設外部に放出され拡散したことにより、空間放射線量は平常時より高い値を示すなど、市民生活に不安を与えている状況にあります。このため、空間放射線量の測定を継続するとともに、除染実施計画に基づく除染対策等を実施します。

また、本市周辺には、数多くの原子力施設が立地する地域であることから、原子力施設周辺の環境保全を図るとともに、住民の安全と健康を確保するため、茨城県東海地区環境放射線監視委員会※に参画し、国、県、原子力事業者が実施する監視・測定結果の評価・検討を行います。

■施策の展開

4.1 大気環境を保全します

- ① 大気汚染防止対策の推進
- ② 工場・事業場対策の推進

4.2 水環境を保全します

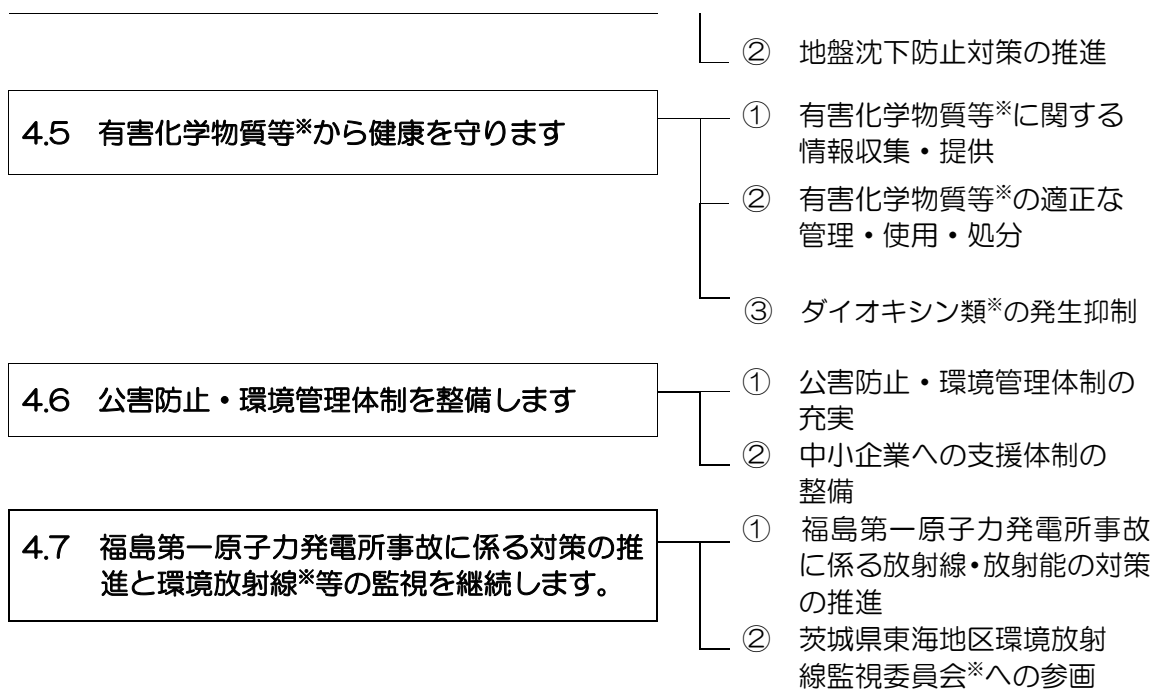
- ① 生活排水※対策の推進
- ② 工場・事業場排水対策の推進
- ③ 農業における汚濁負荷の低減
- ④ 水質監視体制の充実

4.3 騒音・振動・悪臭防止対策を進めます

- ① 騒音・振動対策の推進
- ② 悪臭防止対策の推進

4.4 土壌・地盤環境を保全します

- ① 土壌汚染対策の推進



4.1 大気環境を保全します

大気環境等の監視・観測体制の充実に努めます。また、法令に基づく工場・事業場への立入調査を実施し、規制基準^{*}の遵守、公害防止施設の適切な維持管理などについて確認するとともに、必要に応じ指導等を行います。

具体的施策の展開

①大気汚染防止対策の推進

- 大気環境等の監視を続けるとともに、適宜、発生源への立入調査を行い、排出基準^{*}の遵守確認や公害防止の指導に努めます。

環境保全課
- 野外焼却行為(野焼き)の規制の周知・指導に努めます。

環境保全課、廃棄物対策課
- 農家へ麦の種子を配布し、播種を奨励することで、季節風による畑土の飛散防止に努めます。

農政課
- 公共交通機関の利用促進や公用車における低公害車への切替など自動車による大気汚染の負荷低減に努めます。

企画調整課、管財課、公用車保有各課
- ノーマイカーデーの普及、啓発に努めます。

環境保全課

②工場・事業場対策の推進

- 特定事業場などへの立入調査を実施するとともに、排出基準^{*}の遵守確認や排出処理施設の適切な管理の指導に努めます。

環境保全課

■市民が取り組むこと

- ☺ 工場・事業場から排出される物質に関心を持ち、気にかかる点などについては速やかに市に連絡します。
- ☺ バス、鉄道など公共交通を積極的に利用し、自動車交通量を低減します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 工場・事業場は、大気汚染物質の排出に対する規制を遵守します。
- ☀ 工場・事業場では、敷地内の緑地確保や緑化に努めます。
- ☀ 農業では、麦などの播種により、畑土の飛散防止に協力します。

4.2 水環境を保全します

公共用水域^{*}の水質保全のため、公共下水道^{*}事業、農業集落排水事業^{*}や合併処理浄化槽^{*}の設置について、地域の実情に応じた整備・普及を図ります。また、公共用水域^{*}や地下水の監視・観測、工場・事業場排水の監視を実施するとともに、生活排水^{*}対策や産業排水対策、農業排水による汚濁負荷の低減などを推進し、公共用水域^{*}の水質維持・向上に努めます。

公共下水道^{*}については、平成23年度から平成27年度を目標年次とした「下水道整備実施5ヵ年計画（汚水）」に基づき、計画的な管きよの整備を進め、生活環境の向上と公共用水域^{*}の水質保全に努めます。

具体的施策の展開

①生活対策の推進

- ・ 公共下水道^{*}や農業集落排水^{*}施設の整備を推進します。 農政課, 下水道課
- ・ 公共下水道^{*}や農業集落排水^{*}施設への接続が困難な地域について、合併処理浄化槽^{*}等の普及啓発を図るとともに、設置に係る助成を推進します。 環境保全課
- ・ 河川や海を汚さないための家庭でできる取組についての知識の普及や意識の高揚を図ります。 環境保全課
- ・ 合併処理浄化槽^{*}等の適切な管理を徹底するため、指導の強化を図ります。 環境保全課
- ・ 公共下水道^{*}供用開始区域において水洗化の普及啓発を図り、水洗化率^{*}の向上に努めます。 下水道課

②工場・事業場対策の推進

- ・ 特定事業場^{*}などへの立入調査を実施するとともに、排水基準^{*}の遵守確認や排水処理施設^{*}の適切な管理の指導に努めます。 環境保全課

第4章 施策の展開

- ・ 小規模事業所[※]に対する適正な排水処理施設[※]の整備等を指導します。

環境保全課

- ・ 特定事業場[※]への立入調査を実施するとともに、排水基準の遵守確認や除害施設[※]の適切な管理の指導に努めます。

下水道課

③農業における汚濁負荷の低減

- ・ 農業における農薬の適正な使用や施肥を指導するとともに、有機農法[※]など「環境保全型農業[※]」への転換を促進します。

農政課

- ・ 畜産のし尿処理施設の適切な整備・管理を指導します。

環境保全課，農政課



④水質監視体制の充実

- ・ 公共用水域[※]，地下水の監視体制を充実し，水質保全に努めます。

環境保全課

■市民が取り組むこと

- ☺ 公共下水道[※]・農業集落排水[※]施設の整備区域では、速やかに下水道などに接続します。
- ☺ 公共下水道[※]供用開始区域において未水洗化の世帯は、積極的に水洗化に取り組みます。
- ☺ 調理くずの適正な処理や合成洗剤等の使用抑制、生分解性[※]の石鹼の使用など、水質に配慮した取組を実践します。
- ☺ 合併処理浄化槽[※]等の適正な維持管理のため浄化槽法で定められている法定検査の受検に努めます。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 水質管理の徹底と適正な排水処理施設[※]・除害施設[※]の整備・維持管理を図り、排水基準等を遵守します。
- ☀ 水質保全に関する立入検査やデータ等の提供に協力します。
- ☀ ちゅう房排水の水質改善を図ります。
- ☀ 施肥の適正化や減農薬、有機栽培[※]等を進め、農業による水質汚濁負荷の低減に努めます。
- ☀ 適正な家畜し尿処理施設の整備を図るとともに、維持管理を徹底します。

4.3 騒音・振動・悪臭防止対策を進めます

騒音や振動，悪臭などの発生源対策，監視・指導体制の充実・強化に努めます。また，法令に基づき発生源となり得る工場・事業場等の立入調査を実施し，規制基準^{*}の遵守，及び公害防止施設の適切な維持管理などについて確認するとともに，必要に応じ指導等を行います。

具体的施策の展開

①騒音・振動対策の推進

- ・ 幹線道路の自動車騒音^{*}・振動の常時監視を行うとともに用途地域ごとに計画的に環境騒音を監視します。
- ・ 工場・事業場に対し騒音・振動防止に関し必要な指導を行います。
- ・ 特定建設作業について，地域の状況を勘案し，適切な作業の指導に努めます。
- ・ ピアノや家庭用ボイラー，エアコン室外機等からの生活騒音について，市報等を活用し，騒音低減の意識啓発に努めます。
- ・ 国道や県道などの特に交通量の多い幹線道路について，騒音対策に効果的な排水性舗装^{*}の施工を要請・実施します。

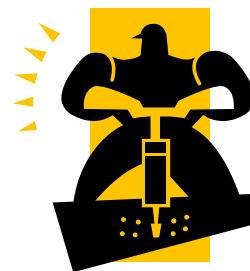
環境保全課

環境保全課

環境保全課

環境保全課

環境保全課，都市計画課



②悪臭防止対策の推進

- ・ 悪臭防止法などに基づく規制や改善の指導を行うとともに、畜産施設及び排水処理施設*の適正管理や野外焼却行為の指導に努めます。
- ・ 水産加工業における悪臭防止のため、悪臭防止法、水質汚濁防止法の周知・指導に努めます。

環境保全課，廃棄物対策課

環境保全課，廃棄物対策課

■市民が取り組むこと

- ☺ バス，鉄道など公共交通を積極的に利用し，自動車交通量を低減します。
- ☺ 生活騒音の発生防止に努め，近隣へ迷惑をかけないように心掛けます。
- ☺ 悪臭の防止に努めます。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 工場・事業場は，騒音・振動に対する規制を遵守します。
- ☀ 建設工事における低騒音型，低振動型機械の使用に努めます。
- ☀ 深夜営業・カラオケ騒音などに対する規制を遵守します。
- ☀ 工場・事業場は，悪臭に対する規制を遵守します。
- ☀ 悪臭防止に協力します。
- ☀ 農業では，堆肥の施肥等に伴う悪臭の防止に努めます。

4.4 土壌・地盤環境を保全します

有害物質の蓄積を未然に防止するとともに、土壌の監視・観測を行い、土壌環境を保全します。また、工場立地や開発行為などに際し、地下水の過剰な汲み上げの防止、透水性舗装[※]や雨水浸透槽[※]の設置などを事業者に働きかけ、雨水の地下浸透を促進し、地盤沈下を未然に防止します。

具体的施策の展開

①土壌汚染対策の推進

- ・ 有害物質の公共用水域[※]への排水規制や地下浸透等の規制に努めます。 環境保全課
- ・ 土壌汚染の防止について、発生源の監視や指導に努めます。 環境保全課
- ・ 市の「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」及び「土採取事業の規制に関する条例」の適正な運用により、土壌汚染の未然防止に努めます。 環境保全課
- ・ 農地における有機肥料・低農薬栽培を促進することにより、農薬・化学肥料の使用量削減を目指す「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進します。 農政課
- ・ ゴルフ場における農薬使用量削減の指導に努めます。 環境保全課、農政課

②地盤沈下防止対策の推進

- ・ 過剰な地下水の汲み上げ防止、用排水循環利用等について、指導に努めます。 環境保全課
- ・ 公共施設の駐車場等について雨水の地下浸透に配慮した整備を行います。 各施設担当課

■市民が取り組むこと

- ☺ 有機肥料・低農薬栽培の地場産の農産物を購入します。
- ☺ 地下水利用に関する規制を遵守します。
- ☺ 宅地内で雨水の地下浸透に努めます。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 工場・事業場は、土壌の汚染防止に関する規制を遵守します。
- ☀ 農家は有機肥料，低農薬栽培に努め，農薬・化学肥料使用量削減を目指します。
- ☀ ゴルフ場では，農薬使用量の削減に努めます。
- ☀ 地下水利用に関する規制を遵守します。
- ☀ 駐車場等において，雨水の地下浸透に努めます。

4.5 有害化学物質等*から健康を守ります

化学物質は、その利便性から私たちの日常生活や事業活動に幅広く利用されています。これら化学物質の中には、自然的には分解しにくいばかりか、生物の体内に蓄積されやすく、人の健康や自然の生態系に大きな影響を与える心配があります。また、現在は原則、製造・使用が禁止されているアスベスト*（石綿）は科学的に安定で変形しにくいいため、建築材料をはじめ、様々な製品に使用されてきました。一方、その繊維はきわめて細かく、軽いため飛散しやすく、人が吸入すると肺がんや悪性中皮種などの原因となることから、アスベスト*による人への健康被害が大きな社会問題となりました。

化学物質の中には、人体への影響が解明されていないものがありますが、環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）*、ダイオキシン類*などの有害化学物質*やアスベスト*について市民や事業者への的確な情報提供を行うとともに、その使用・管理・処分の適正化を図り、市民の健康を守ります。

具 体 的 施 策 の 展 開

①有害化学物質等*に関する情報収集・提供

- ・ 国等による化学物質、アスベスト*などの規制の動向や毒性、環境中の挙動に関する調査研究結果などについて把握し、これらの物質についての正しい知識の集積を図り、市民や事業者への情報提供を行います。

環境保全課

- ・ 大気、水質、土壌中の有害化学物質等*の監視・測定を推進します。

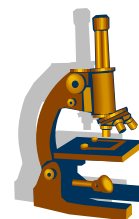
環境保全課

- ・ 環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）*や食品の安全性についての情報を収集、提供します。

市民活動課、健康推進課
環境保全課

- ・ 化学物質過敏症*についての情報収集・提供に努めます。

健康推進課



②有害化学物質等*の適正な管理・使用・処分

- ・ 市が使用する除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用を徹底します。

各施設担当課

- ・ 非飛散性アスベスト*の適正な管理と施設解体時の適切な処分を行います。

各施設担当課

- ・ 学校や公共施設で使用する建材や食器類への安全対策を徹底します。

教委施設整備課, 各施設担当課

- ・ 農薬や化学物質の適正な管理・使用・処分について指導を強化します。

環境保全課, 廃棄物対策課
農政課

③ダイオキシン類*の発生抑制

- ・ ダイオキシン類*に関する情報を収集・提供します。

環境保全課

- ・ 公共用水域*や土壌などでのダイオキシン類*の監視・測定を実施します。

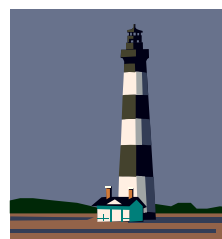
環境保全課

- ・ 簡易焼却炉の使用及び野外焼却の規制を推進します。

廃棄物対策課

- ・ 清掃センターの適切な運転管理を行うとともに、周辺の土壌について、ダイオキシン類*の測定を行います。

環境保全課



■市民が取り組むこと

- ☺ 有害化学物質等^{*}に関して、正確な情報の把握に努めます。
- ☺ 環境ホルモン^{*}や食品の安全性について、正確な情報の把握に努めます。
- ☺ 除草剤や害虫駆除剤等の適正な使用方法を遵守するとともに、適正に管理します。
- ☺ シックハウス症候群^{*}などの化学物質過敏症^{*}に関心を持ち、健康を保つための対策を取り入れます。
- ☺ ダイオキシン類^{*}に関して、正確な情報の把握に努めます。
- ☺ ダイオキシン類^{*}を発生しやすい塩化ビニール製品等の使用を避けます。
- ☺ 簡易焼却炉の使用及び野外焼却の規制を遵守します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 有害化学物質等^{*}に関する情報を収集し、事業活動の中で適切に活用します。
- ☀ 環境ホルモン^{*}や食品の安全性について、正確な情報の把握に努めます。
- ☀ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR^{*}法）に基づき工場・事業場における有害化学物質^{*}の保管・使用・輸送・廃棄などの適正な管理を徹底します。
- ☀ 除草剤や害虫駆除剤等の適正な使用方法を遵守するとともに、適正に管理します。
- ☀ 住宅建築の際には、ホルムアルデヒドなどの化学物質対策を取り入れます。
- ☀ 有害化学物質等^{*}を使用しない・発生しにくい製品の開発・販売に努めます。
- ☀ 低農薬・有機栽培^{*}等の農業に努めます。
- ☀ 有害となりうる化学物質を用いた製品については、製品の使用者に適切な使用方法や危険性についての情報を提供します。
- ☀ ダイオキシン類^{*}に関する情報を収集し、事業活動の中で適切に活用します。
- ☀ 簡易焼却炉の使用及び野外焼却の規制を遵守します。
- ☀ 大気・土壌などのダイオキシン類^{*}濃度の監視・測定結果を踏まえ、ダイオキシン類^{*}発生防止対策に取り組みます。

4.6 公害防止・環境管理体制を整備します

快適で安全な生活環境の確保と市民の健康を守るため、環境関係法令・条例の厳正な運用、必要に応じた公害防止協定※の締結・進行管理や事業者への指導・啓発などにより、公害を未然に防止します。また、市役所では一事業者として、「ひたちなか市エコオフィス計画※」の推進により継続的な環境改善を図ります。

また、市内の中小企業等に対しては、商工会議所等と連携し研修や情報の提供などの公害防止、環境保全の取組を支援する体制を整備するとともに、環境マネジメントシステム※の構築を促進します。

具 体 的 施 策 の 展 開

①公害防止・環境管理体制の充実

- ・ 市エコオフィス計画※に基づき、エコオフィス化を推進するとともに、温室効果ガス※削減目標を達成します。

全課
- ・ 公害防止施設の設置・改善指導を行うとともに、融資斡旋と利子補給に努めます。

環境保全課、商工振興課
- ・ 公害苦情の相談体制を充実するとともに、事案の迅速的確な調査や指導により早期解決に努めます。

環境保全課
- ・ 市民の健康を守るとともに、生活環境の保全を図るため、環境関係法令・条例の適切な運用に努めます。

環境保全課
- ・ 公害発生のおそれのある事業所や施設等について公害防止の指導啓発を強化し、必要に応じて公害防止協定※の締結に努めます。

環境保全課

②中小企業への支援体制の整備

- ・ 商工会議所などの関係機関と連携し、中小企業等の環境マネジメントシステム^{*}構築を促進します。
- ・ 商工会議所、事業者団体等と連携し、環境マネジメントシステム^{*}認証取得・構築のための説明会の実施や情報提供を行うなど支援に努めます。
- ・ 事業者間の交流や連携体制の構築に対し、支援に努めます。

環境保全課、商工振興課

環境保全課、商工振興課

環境保全課、商工振興課

■市民が取り組むこと

- ☺ 各種公害の発見時には、速やかに市に連絡します。
- ☺ ピアノや家庭用ボイラー、エアコン室外機等の生活騒音を防止・低減するため、近隣に配慮した良識ある生活マナーを実践します。
- ☺ 法律で禁止されている野外焼却行為はしない。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 環境管理計画等を策定し、環境管理目標の設定や担当部署・管理担当者を配置するなど、環境マネジメントシステム^{*}の確立を図ります。
- ☀ 環境ISO^{*}などの取得や公害防止対策の状況を公表するなど、環境管理に対する社会的な責任の明確化に努めます。
- ☀ 法令・条例等に基づき、適切な施設整備、メンテナンス、モニタリングの実施など各種公害に関する規制基準^{*}を遵守します。
- ☀ 市との公害防止協定^{*}を積極的に締結します。
- ☀ 自主規制として各種公害に対する上乘せ基準を設定するなど、環境保全対策の強化に努めます。
- ☀ 最新の環境保全関連情報の把握や学習に努め、先進的な環境保全対策を進めます。
- ☀ 事業者団体等の実施する研修等へ積極的に参加するとともに、行政等の経済的支援を活用し、公害防止に積極的に取り組みます。
- ☀ 事業者間の交流・連携を強化し、情報やノウハウ等の交換に努めます。

4.7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線*等の監視を継続します。

福島第一原子力発電所の事故に伴い放射性物質が施設外部に放出され拡散したことにより、空間放射線量が平常時より高い値を示すなど、市民生活に不安を与えている状況にあります。

このため、小中学校や幼稚園、保育所、公園等の子どもが集まる施設における空間放射線量の測定を継続するとともに、これらの施設を除染実施計画に位置付け除染対策等を実施します。

また、本市域は、周辺に数多くの原子力施設が立地する地域であることから、原子力施設周辺の環境保全を図るとともに、住民の安全と健康を確保するため、茨城県東海地区環境放射線監視委員会*に参画し、国、県、原子力事業者が実施する監視・測定結果の評価・検討を行います。

具 体 的 施 策 の 展 開

①福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射能の対策の推進

- ・ 国・県で実施している空間放射線の測定・放射性物質の検査に加え、市独自に空間放射線量の測定や農作物をはじめとする食品等の放射性物質の検査、市民への放射線測定器の貸出しなど必要な対策を講じます。

生活安全課，農政課，環境保全課

- ・ 市では、放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域の指定に伴い、国の基準を超える空間放射線量の高い施設（子どもが集まる学校や幼稚園、保育所、公園等）を中心に除染実施計画に位置付け、関係団体や市民等の協力を得て除染等の対策を実施します。

生活安全課，教育委員会，児童福祉課，公園緑地課等

②茨城県東海地区環境放射線監視委員会*への参画

- ・ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会*に参画し、国、県、原子力事業者が監視計画に基づき分担して実施する原子力施設周辺の環境放射線*量や排水などの監視・測定結果について、評価・検討を行います。

生活安全課

- ・ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会*が取りまとめた環境放射線*監視季報については、図書館に配備します。

生活安全課

環境目標5

環境保全活動を協働して進めるまちをつくりまします。

■施策展開の方向性

地球温暖化*や廃棄物問題、身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会*をつくるためには、行政だけでなく、市民、事業者、滞在者などを含めたすべての主体が当事者意識を持って環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

本計画では、こうした各主体のパートナーシップによる地域の環境保全活動を推進するとともに、各主体の環境保全意欲を増進し、その活動を促進するための地域の自然的社会的条件に応じた環境教育・環境学習を推進します。

■施策の展開

5.1 環境情報の収集・提供体制を整備します

- ① 環境情報収集提供体制の整備
- ② 環境情報発信イベント等の開催・支援

5.2 環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります

- ① 環境教育・環境学習の推進・支援
- ② 環境教育を推進する人材の育成

5.3 パートナーシップによる環境保全活動を推進します

- ① 環境保全活動をパートナーシップにより推進
- ② 広域連携による取組の推進

5.1 環境情報の収集・提供体制を整備します

環境に関する一般的な情報から地域的な情報までの収集や蓄積を図るとともに、誰もが利用できる情報として整理し提供に努めます。また、シンポジウムや研修などの情報発信イベントを開催し、積極的に情報提供に努めます。

具 体 的 施 策 の 展 開

①環境情報収集提供体制の整備

- ・ 国・県・市町村・事業者・各種団体との情報のネットワーク化を図り、各種環境情報について市公式ホームページを活用し収集・提供に努めます。
- ・ 環境報告書・広報等による環境情報の公表のほか、市公式ホームページを活用し、時宜にあった環境情報の提供に努めます。

環境保全課

環境保全課

②環境情報発信イベント等の開催・支援

- ・ ひたちなか市の環境を良くする会と共催で、環境展、環境講座、環境シンポジウム等のイベントを開催し環境情報の発信に努めます。
- ・ 市民や民間団体が主催する情報発信イベントに協力・支援します。
- ・ 学校や地域などにおける環境保全活動を積極的に推進するとともに、成果を発表し共有する機会の充実に努めます。

環境保全課

環境保全課

環境保全課、教委指導室、
教委生涯学習課、児童福祉課

■市民が取り組むこと

- ☺ 市や民間団体が実施する環境調査等に参加・協力します。
- ☺ ひたちなか市の環境を良くする会に参加します。
- ☺ 自主的な環境調査等を実施し、地域環境等への知識・理解を深めるとともに、市や民間団体等に情報を提供します。
- ☺ 市民や民間団体等によるシンポジウムなど、情報発信イベントに参加し、情報の交換や各主体間の交流を深めます。
- ☺ 環境情報発信イベント等を率先的に企画・運営します。
- ☺ 民間団体等で保有する環境に関するデータを市に提供します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 市や民間団体が実施する環境調査等に協力します。
- ☀ 事業活動に関連する環境情報の収集・蓄積に努めます。
- ☀ 事業者又は事業者団体の保有する環境関連のデータや保全技術等の情報を提供します。
- ☀ 環境保全の取組について積極的に公開します。
- ☀ ひたちなか市の環境を良くする会に参加又は協力します。

5.2 環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります

すべての市民が環境保全活動を行う意欲を増進するため、環境の保全に理解を深める手段として、あらゆる機会を通じ環境教育・環境学習を推進する必要があります。このため、本市の自然的社会的条件を踏まえた環境教育の推進方針「ひたちなか市環境学習推進計画」を運用するとともに、地域や職場でのリーダーや啓発者となる人材の育成に努めます。

具 体 的 施 策 の 展 開

①環境教育・環境学習の推進・支援

- ・ 市民、学校、地域、民間団体、事業者、市の役割を踏まえながら、各主体間の連携を図り環境教育・学習を推進します。

環境保全課、教委指導室、
市民活動課
- ・ 市職員によるふれあい講座※を充実します。

環境保全課、廃棄物対策課、
教委生涯学習課
- ・ 環境保全リーダー登録制度を創設し、積極的に活用します。

環境保全課、教委指導室、
市民活動課
- ・ 環境教育・環境学習の教材、機会などの充実努めます。

環境保全課、教委指導室、
教委生涯学習課、児童福祉課
- ・ 地域の自然観察、農業や緑地管理の体験、ごみ処理施設や下水処理施設の見学会など体験型の学習機会の充実に努めます。

環境保全課、廃棄物対策課、
下水道課、農政課、
公園緑地課、教委指導室
- ・ 国営ひたち海浜公園における自然環境を生かした体験学習プログラムの充実を促進します。

環境保全課
- ・ こどもエコクラブ※の活動を支援します。

環境保全課

②環境教育を推進する人材の育成

- ・ 講師やリーダー等の人材を育成するため、県で開催するエコカレッジ等の各種講習・研修への斡旋を測ります。

環境保全課

- ・ 環境保全リーダー登録制度を創設し、エコカレッジ等の各種講習・研修の修了者について登録し活用を図ります。

環境保全課

■市民が取り組むこと

- ☺ ひたちなか市の環境を良くする会が主催する環境教育・環境学習等の機会に積極的に参加します。
- ☺ 日常から自主的な環境学習に努めるとともに、家族やサークル等による環境教育・環境学習を行います。
- ☺ 民間団体等の活動に参加し、地域的な環境教育・環境学習に協力します。
- ☺ 市と連携し、環境教育・環境学習の企画・運営に参加します。
- ☺ 環境保全リーダーに登録し、知識や技術を提供します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 環境関連の知識・技術を高める研修・講習等を自主的に実施するほか、従業員への環境教育・環境学習を充実します。
- ☀ 行政や業界団体等が主催する研修・講習等に積極的に参加します。
- ☀ 工場見学や農業体験など、事業活動を生かした学習機会を提供します。
- ☀ 各種講習や教育・学習機会に講師や技術者等を派遣します。
- ☀ 地域・民間団体リーダー等の育成を支援します。

5.3 パートナーシップによる環境保全活動を推進します

現在の環境問題は、いろいろな原因が複雑に関係し合っ引き起こされており、解決していくためには、市民、事業者、市（行政）が連携し、それぞれの役割を適切に分担して協力する緊密なパートナーシップを図り環境保全活動を推進していきます。

また、各主体が連携するひたちなか市の環境を良くする会に多くの参加を募り、積極的に取組を推進します。

具 体 的 施 策 の 展 開

①環境保全活動をパートナーシップにより推進

- ・ ひたちなか市の環境を良くする会に多くの参加を募り、各主体間の連携により情報の共有化を促進するとともに、活動の活性化を図ります。
- ・ 地域での環境保全活動を育成するための協働事業やイベント等の企画や活動を支援します。
- ・ 商工会議所、農業協同組合や漁業協同組合等の業界団体と連携し、事業者の環境保全活動を支援します。

環境保全課

環境保全課，市民活動課

農政課，水産課，商工振興課



②広域連携による取組の推進

- ・ 環境啓発活動について、那珂川水系水質保全協議会^{*}、大洗県立自然公園^{*}保護管理協議会^{*}や周辺市町村などと連携し、効率的かつ効果的な実施に努めます。

環境保全課

- ・ 周辺市町村及び県と連携し、ノーマイカー運動^{*}の推進を図ります。

環境保全課，企画調整課

- ・ 広域で一斉又は共同で実施することが効果的な事業等について研究・協議を進めます。

環境保全課，企画調整課

■市民が取り組むこと

- ☺ コミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全活動の企画・運営に取り組みます。
- ☺ 市や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します。

■事業者が取り組むこと

- ☀ 環境保全に向けたネットワークづくりに参加・協力します。
- ☀ 事業者相互の連携や情報交流を促進し、協働による環境保全活動に取り組みます。
- ☀ 市や環境保全に取り組む民間団体等と連携し、地域的な環境保全活動への参加や支援等を図ります。

環境指標

施策の進捗状況を把握するため、環境目標別に環境指標を設定します。

環境目標 1 身近な自然を守り、育みながら、「ひたちなか」らしさのある豊かな自然を次代へ継承します。		
環境指標項目	現況値	目標値（平成 27 年度）
風致地区*の指定面積を拡大します 「地域制緑地*保全計画」により風致地区* に指定された面積の割合	69.8% （平成 22 年度）	100% ※1 （平成 25 年度）
環境目標 2 恵まれた環境資源を生かし、ゆとりと潤いのある都市環境をつくります。		
まちをきれいにする条例の普及と適切な運用を図ります。	引き続き普及と適切な運用を図ります。	
環境目標 3 地球にやさしく、環境負荷の少ない持続可能な循環型の地域社会をつくります。		
市の事務・事業から排出される温室効果ガス*を平成 14 年度レベルに比して、平成 24 年度には 6%以上削減します。（「ひたちなか市エコオフィス計画*」より	11.6%削減 （平成 21 年度）	6%以上削減 ※2 （平成 24 年度）
1 人あたりのごみ排出量を抑制します。	945 g / 日・人 （平成 22 年度・資源物を除く）	827 g / 日・人
資源の回収率を向上します。	13.7% （平成 22 年度）	24.7%
公共施設における再生可能エネルギー*設備の導入を増やします。	2 件 （平成 22 年度）	公共施設の新・改築時等に導入を進めます。
公共施設における節水型機器、設備の導入を増やします。	11 件 （平成 22 年度）	公共施設の新・改築時等に導入を進めます。
コミュニティバス*の利用者数を増やします。	14 万 5 千人 （平成 22 年度）	16 万人
ひたちなか海浜鉄道湊線の利用者数を増やします。	78 万人 （平成 22 年度）	80 万人

環境目標 4 暮らしや産業活動と環境との調和のとれた、健康で快適な毎日が過ごせる地域社会をつくりまします。		
大気汚染に係る環境基準*の維持達成を目指します。		
二酸化硫黄 (SO ₂) *	100% (平成 22 年度)	100%
二酸化窒素 (NO ₂) *	100% (平成 22 年度)	100%
光化学オキシダント* (O _x)	77.5% (平成 22 年度)	100%
一酸化炭素 (CO)	100% (平成 22 年度)	100%
浮遊粒子状物質 (SPM) *	100% (平成 22 年度)	100%
水質汚濁に係る環境基準*の維持達成を目指します。 市内公共水域における環境基準*適合率	76.9% (平成 22 年度)	100%
生活排水*処理率の向上を目指します	77.5% (平成 22 年度)	80.3% ※3 (平成 26 年度)
騒音に係る環境基準*の維持達成を目指します	57.1% (平成 22 年度)	100%
振動に係る要請限度*の維持達成を目指します	100% (平成 22 年度)	100%
ダイオキシン類*による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準*の維持達成を目指します	100% (平成 22 年度)	100%
環境目標 5 環境保全活動を協働して進めるまちをつくりまします。		
市ホームページの環境に関する情報へのアクセス件数を増やします。	5,537 件 (平成 22 年度)	8,000 件
市とひたちなか市の環境を良くする会が共催で実施する環境講座等の参加者数を増やします。	286 人 (平成 22 年度)	500 人
ひたちなか市の環境を良くする会の参加者数を増やします。	個人会員 38 会員 家族会員 13 会員 団体会員 13 会員 事業所会員 10 会員 計 74 会員 (平成 22 年度)	個人会員 50 会員 家族会員 15 会員 団体会員 15 会員 事業所会員 15 会員 計 95 会員

- ※ 1 「地域制緑地*保全計画」の計画最終年度が平成 25 年であるため、計画最終年度の目標値とします。
- ※ 2 平成 25 年度以降の削減率については、平成 24 年度に策定予定の「ひたちなか市第 2 次エコオフィス計画* (仮称)」の削減目標とします。
- ※ 3 「地域再生計画」の計画最終年度が平成 26 年度であるため、計画最終年度の目標値とします。